

下仁田町人事行政の運営等の状況の公表について

下仁田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、前年度（平成30年度）における人事行政の運営の状況について報告します。

また、地方公務員法第58条の3の規定により、平成31年4月1日現在の等級等ごとの職員の数についても併せて公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況

平成30年度中の職員の任用状況は、次のとおりです。

職員の任用		課長	課長補佐	係長	係長代理	主幹	主任	主事	技能労務士
採用	試験							3	
	選考								
昇任		2	0	4	3	2	1		

(2) 職員の離職状況

平成30年度中の職員の離職状況は、次のとおりです。

状況	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了による離職
人数	5							2

(3) 職員の在職状況

(平成30年4月1日現在)

	職員数
一般行政職	89
税務職	8
看護・保健・福祉職	5
企業職	13
技能労務職	4
計	119

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成30年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前 年増 減数	主な増減理由
			H29	H30		
普通 会計	福祉 関係 を除く 一般 行政	議会	2	2	0	秘書人事係を秘書係、人事給与係に分割増員・地域創生課事務の統廃合による減、情報管理係事務増による増員
		総務	30	31	1	
		税務	8	8	0	
		労働	0	0	0	
		農林	7	7	0	
		商工	6	6	0	
		土木	7	7	0	
		小計	60	61	1	
	福祉 関係	民政	9	9	0	育児休業職員復職による減員
		衛生	11	10	△ 1	
		小計	20	19	△ 1	
一般行政部門計		80	80	0		
教育		18	18	0		
普通会計計		98	98	0		
公営 企業 等 会計	水道	9	8	△ 1	欠員不補充による減	
	ガス・国保等	13	13	0		
	小計	22	21	△ 1		
総 合 計		120	119	△ 1		

※ 派遣職員、臨時職員は除く。

(5) 定員適正化計画の数値目標

	5年度	10年度	15年度	20年度	25年度	26年度	27年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
全職員数	176人	176人	161人	136人	121人	119人	117人	119人	117人	119人	119人	116人
内派遣等除く	169人	170人	153人	132人	118人	114人	112人	116人	112人	116人	116人	113人

下仁田町は、甘楽富岡広域での合併を選択せず、自立の道を進みました。このような状況の中、三位一体の改革により、交付税の削減が示され、下仁田町の財政シミュレーションが作成されました。

シミュレーションにおいては、職員数の目標も設定されており、平成20年度以降においては、退職者数にかかわらず、1名の採用のみにするという目標設定であり、平成26年4月1日の職員数では、派遣を除いた職員数がシミュレーションと同数の114名となっております。

また、平成23年度には平成24年度から34年度までの定員管理計画を策定し、10年間で10名の削減を目標としておりましたが、平成27年度に、退職者・再任用者・採用者のバランスを調整しながら、派遣等を除いた実質的な下仁田町職員数を115名前後とするよう、一部計画変更を行っております。

これは、地方創生関係での新規事業を重点的に執り行う必要が発生したことなどにより、現状より職員数を減らすことは、住民に対するサービスの低下を招くと判断したからであり、今後も社会経済情勢の変化を勘案しながら、適正な職員配置と計画的な採用を行っていく予定です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 (1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	参考
	人	A 千円	千円	B 千円	(B/A) %	前年度の人件費率 %
平成30年度	7,406	5,008,336	76,041	902,792	18.0	16.8
平成29年度	7,613	5,393,415	26,343	904,469	16.8	17.2

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 (4月1日) A	給与費				一人あたりの 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	99	370,653	54,491	150,665	575,809	5,816
平成29年度	98	366,629	61,175	146,634	574,438	5,862

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
	歳	円	歳	円
下仁田町	43.4	323,700	54.0	302,100
国	43.5	329,845	50.7	286,817

(4) 初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分			初任給
一般行政職	大学卒	試験	179,200 円
	短大卒	試験	159,800 円
	高校卒	試験	147,100 円
		選考	142,600 円

(5) 職員手当の状況 (平成30年4月1日現在)

① 期末・勤勉手当

下仁田町			国		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 月分	0.9 月分	6月期	1.225 月分	0.9 月分
12月期	1.375 月分	0.9 月分	12月期	1.375 月分	0.9 月分
計	2.60 月分	1.80 月分	計	2.60 月分	1.80 月分
※職制上の段階、職務の等級による加算措置があります。			※職制上の段階、職務の等級による加算措置があります。		

②退職手当

下仁田町			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.2708月分	勤続25年	28.0395月分	33.2708月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 有			定年前早期退職特例措置 有		

③時間外勤務手当

区分	支給総額	職員1人当たり支給年額
30年度	21,159 千円	233 千円
29年度	21,885 千円	243 千円

④扶養手当

1 配偶者	月額 6,500円
2 子供	月額10,000円
3 1,2以外の扶養親族	月額 6,500円
4 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子	月額 5,000円を加算

⑤住居手当

1 借家・借間入居者	家賃額により月額27,000円を限度に支給
------------	-----------------------

⑥通勤手当

1 交通機関を利用する場合	6ヶ月定期券等相当額で月額55,000円を限度に支給
2 交通用具を利用する場合	通勤距離に応じて月額2,000円～31,600円を支給

⑦管理職手当

1 課長職	月額51,800円
2 館長・所長	月額38,100円
3 課長補佐職	月額37,100円

(6) 級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級		4級		5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主任	主幹	技能労務士(主幹)	係長代理	係長	課長補佐	課長	
職員数(人)	8	12	24	4	17	26	16	10	117
構成比(%)	6.8	10.3	20.5	3.4	14.5	22.2	13.7	8.5	100.0

(7) 特別職等の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
町長	582,000円	4.40月分
副町長	566,000円	
教育長	540,000円	
議長	275,000円	4.40月分
副議長	213,000円	
常任委員長	204,000円	
議会運営委員長	204,000円	
議員	199,000円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (平成30年4月1日現在)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	一日の勤務時間	一週の勤務時間
8時30分	17時15分	12時から13時	7時間45分	38時間45分

(2) 年次有給休暇の状況 (平成30年1月1日～平成30年12月31日)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
4,623日	1,393日	120人	11.6日	30.1%

①年間一人あたりの有給休暇付与日数は20日で、前年の未消化分については、20日を上限として繰越できます(最大で年40日)

(3) 特別休暇の状況

(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

休暇の種類	付与日数・期間等	取得者数
公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間	0人
裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認める期間	0人
骨髄提供者となる場合	必要と認める期間	0人
ボランティア活動に参加する場合	一の年において5日の範囲内の期間	0人
結婚する場合	5日の範囲内の期間	1人
職員の出産	出産予定日以前8週間、出産の日後8週間	1人
保育時間の場合	生後1年に達しない子、1日2回それぞれ30分間	0人
妻が出産する場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間	1人
育児参加をする場合	産後8週間以内の子又は小学校就学前の子 出産予定日の6週間前から産後8週間の間における5日の範囲内の期間	0人
子の看護をする場合	一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	6人
短期の介護をする場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	0人
親族が死亡した場合	親族に応じ、定められた連続する日数の範囲内の期間	15人
父母を追悼する場合	1日の範囲内の期間	0人
夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	原則として連続する3日の範囲内の期間	116人
災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	7日の範囲内の期間	0人
災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認める期間	0人
災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認める期間	0人
リフレッシュを図るため場合	勤続20年以上及び勤続30年以上原則として、それぞれ連続する3日の範囲内の期間	16人

(4) 病気休暇の状況 (平成30年1月1日～平成30年12月31日)

職員が負傷又は疾病のために療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です

休暇の種類	付与日数・期間等	取得者数
公務上の負傷又は疾病	医師の証明等に基づき必要な期間	0人
結核性疾患	一年を超えない範囲において、医師の証明等に基づき必要と認める期間	0人
結核性疾患以外の私病等	90日を超えない範囲において、医師の証明等に基づき必要と認める期間	11人

(5) 育児休業及び部分休業の状況 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

休暇の内容	取得者数
この制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的として制度化されたものです。 職員は、任命権者の承認を受けて、子が3歳に達する日まで育児休業を取得する事が出来ます。	3人

(6) 介護休暇の状況 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

休暇の内容	取得者数
職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇です。	0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

降任	免職	休職	降給	失職
0人	0人	1人	0人	0人

休職状態にある者の数	1人
------------	----

(2) 懲戒処分者数 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

戒告	減給	停職	免職	訓告等
0人	0人	0人	0人	0人

(3) 刑事処分者数 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

懲役	禁固	罰金	科料
0人	0人	0人	0人

5 職員のサービスの状況

(1) 地方公務員のサービス規律の概要

地方公務員法第30条の規定により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービスの基本原則を実行するために、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」について、法律で定められています。

(2) 営利企業等の従事の状況

地方公務員法第38条第1項の規定により、①営利を目的とする会社の役員等に就任すること、②営利を目的とする私企業を営むこと、③報酬を得て他の事務・事業に従事すること、が営利企業等の従事制限として職員に禁止されている行為とされています。

また、同法では、職員が任命権者の許可を受けることによって営利企業等に従事することができることとされていますが、この際には公務に支障のないことが前提となります。

※ 国や県で行う統計調査の指導員や調査員となる場合などは、許可を受けています。

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

職員には、地方公務員法第35条の規定により、職務に専念する義務が課されていますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り、当該職務専念義務を免除することができます。

下仁田町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例において、①研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合③町長が定める場合に限り、職務に専念する義務を免除することができますこととしています。

※ 健康診断、人間ドックの受診、運転免許証の更新などの際に、職務に専念する義務を免除しています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

区分	研 修 名	受講 人数(人)
職域研修	新規採用職員研修	3人
	一般職員研修(採用後6～9年)	3人
	係長研修	4人
	課長研修	3人
一般研修	法制執務	2人
	タイムマネジメント	3人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

疾病の早期発見と健康の保持増進のため、職員の健康診断（人間ドック等）を年1回定期的に実施しています

区分	対象者数	受診者数	受診率
平成30年度中	122 人	116 人	95 %

(2) 災害補償の実施状況

職員が公務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償制度により、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行い、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与します。

公務災害の種類		平成30年度中(人)	
		傷病	死亡
新規認定 件数	公務災害	3 人	0 人
	通勤災害	0 人	0 人

(3) 互助会に対する助成の状況

地方公務員法第5条第1項、第41条及び第42条の規定に基づき、職員の相互共済及び福利厚生制度の適切な運営を図り、能率増進に資することを目的とした下仁田町職員共済会が設置設置されていますが、平成18年度より、下仁田町からの助成はなく、会費等で運営されています。

(4) 共済制度の概要

地方公務員等共済組合法により、群馬県市町村職員共済組合による共済制度が実施されています。

共済組合制度は、社会保障制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられています。

(5) 職員の利益の保護について

区 分	内 容	平成30年度中
勤務条件に関する措置の要求の状況	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定の上必要な措置をとること	0 件
不利益処分に関する不服申立の状況	職員に対する懲戒処分等の不利益な主文についての不服申し立てに対する裁決又は決定をする事	0 件

8 等級等ごとの職員数の状況

(1) 等級及び職制上の段階ごとの職員数 (平成31年4月1日現在)

下仁田町職員の給与に関する条例第3条第3項、下仁田町職員の職の設置に関する規則により基準、職名などが規定されています。

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	用務員の職務	12	10.4%	主事	12	61	53.0%	係員級
	調理員の職務			保健師	0			
	運転手の職務							
	栄養士の職務							
	保育士の職務							
	保健師の職務 主事の職務							
2級	主任の職務	9	7.8%	主任 保健師	9 0			
3級	主幹の職務	28	24.3%	主幹 保健師 用務員 調理員	22 3 1 2			
4級	係長代理の職務 係長の職務	38	33.0%	係長代理	11	26	22.6%	係長級
	園長及び館長の職務(5級に掲げられた園長及び館長を除く)			係長代理(保健師) 係長 係長(保健師)	1 26 0			
5級	課長補佐の職務	17	14.8%	課長補佐	16	17	14.8%	課長補佐級
	局長補佐の職務							
	所長及び困難な業務を行う園長、館長の職務			給食センター所長	1			
6級	課長、局長の職務	11	9.6%	課長 局長	10 1	11	9.6%	課長級
合計		115	100.0%					